

粗大ごみ等受付処理システム再構築事業に係る
公募型プロポーザル募集要領

令和7年6月

那覇市 環境部 クリーン推進課

1. 目的

平成 30 年度に導入した現行の粗大ごみ等受付処理システムは、「粗大ごみ」の収集を始め、ごみの投棄等に関する「陳情」、「門口（ごみ置き場）設定」、「死犬描」や「ボランティア清掃ごみ」の収集、「アシスト収集」など各種申込情報の受付・処理記録をデータベース化し、管理・情報共有するシステムとなっており、当課の業務遂行に欠かすことのできないものとなっています。

しかし、令和 7 年度の現在においては、粗大ごみ収集の受付に Chatbot や AI 画像診断等のデジタル技術を活用する自治体や、インターネット等 Web からの受付時にキャッシュレス決済を選択可能とする自治体も増えています。

本市のシステム再構築においては、上記を踏まえ、新たなデジタル技術を活用することで、より良い市民サービスの実現と業務の効率化を図ることを目的とします。

2. 事業概要

(1) 事業名称

事業の名称は、「粗大ごみ等受付処理システム再構築事業」（以下「本事業」という。）とし、統一してこの名称を使用する。

(2) 事業の範囲

本事業の範囲は次のとおり。

- ア 粗大ごみ等受付処理システムの構築
- イ 業務専用端末、収集業務用タブレット及びプリンタの調達並びに設置・設定（収集委託業者及びエコマール那覇リサイクル棟管理委託業者用を含む）
- ウ 専用ネットワークの構築（工事費用及び接続にかかる利用料は契約金額に含む）
- エ 現行システムからのデータ移行
- オ 新システム運用開始前の職員への操作研修
- カ 新システムの運用保守業務

(3) 事業に求める要件

本事業に求める要件は別紙 1 「那覇市粗大ごみ等受付処理システム再構築・運用保守業務 基本仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載する。

(4) 提案上限総額

42,584,795 円

（内訳）

- ・システム構築・導入費用 13,940,795 円
- ・システム運用保守費用 28,644,000 円（60 か月） 月額 477,400 円

※消費税及び地方消費税を含む

※この金額は契約予定額ではなく、提案上限額を示す。

※採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを求める。

(5) 契約形態

システム構築及び運用保守契約

(6) システム構築期間（2 ヶ月程度の仮稼働期間を含む）

契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日まで

(7) 運用保守期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで（60 ヶ月）

(8) 支払方法

構築業務：完了後、一括払い

運用・保守業務：月額払い

3. 優先交渉権者決定方法

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するもので、決定までの選定方法は次のとおり。

- (1) 参加表明書等の提出があった者について、参加資格の有無を確認する。
- (2) (1)により参加資格があると認められた事業者の書類審査を実施し、最大で参加者 4 者を選定し、その結果を通知する。
- (3) (2)により選定された者に、機能審査、提案審査を実施し、最も評価の高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点交渉権者に選定する。
- (4) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点交渉権者との協議に移るものとする。

4. 参加資格要件

(1) 提案事業者要件

ア 「2. 事業概要 (2)」に示すアからカまでの業務を「2. 事業概要 (4)」に示す上限額の範囲内で実施できること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。

ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマークまたは ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。

エ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2

号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

オ プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、那覇市から指名の停止を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

キ 経営内容や業務実績等から本事業の業務を支障なく遂行できること。

ク 市税の滞納がないこと。

(2) 協力連携事業者要件

参加希望者は単独に限らず、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。ただし、協力事業者は、本業務の応募者となること、及び他の応募者の協力連携事業者となることはできない。なお、協力連携事業は「4. 参加資格要件（1）」イ～クの要件を満たすものとする。

5. 提案に関する事項

(1) 募集要領等に関する質問及び回答

本提案に関する質問は、募集要領、仕様書や提案書作成要領等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

ア 受付期間：令和 7 年 6 月 26 日（木）～令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 5 時

イ 提出方法：「1 1. 問い合わせ先」に定める宛て先に質問疑義照会書（様式 8）を電子メールで提出する。

ウ 回答方法：令和 7 年 7 月 9 日（水）を予定期日とし、本市ホームページにて公開する。

(2) 参加表明書等の提出

本提案への参加を希望する者は、以下の所定の様式を提出すること。期限までに提出がない者からの提案は受け付けない。

ア 提出期限：令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時までに提出、又は郵送の場合は当日必着。

イ 提出先：〒901-1105

沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地 管理棟 2 階
那覇市 環境部 クリーン推進課

ウ 提出物一覧

(ア)全ての提出書類は、正本及び副本 1 部(紙媒体)と、正本の PDF データ (CD-ROM 又は DVD-ROM) を提出すること。(PDF は文字検索が可能な状態で作成すること)

(イ)資料毎にインデックス等を付け、見易さに配慮すること。

	資料名	備考
A	参加表明書 (様式 1)	—
B	会社概要 (様式 2)	※B、D、E、F、Hについては協力連携事業者も提出すること。
C	誓約書 (暴力団等) (様式 3)	
D	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	
E	市税の完納を証明する書類 ※税額表示不要	
F	直近の過去 2 期分の財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書など)	※D、E については、発行日から 3 ヶ月以内のもの
G	機能要件・セキュリティ要件・運用保守要件確認書 (様式 5)	—
H	契約実績証明書 (様式 6)	—
I	協力連携事業者予定調書 (様式 7)	※協力連携事業者がいない場合は不要

※協力連携事業者がある場合、参加表明書 (様式 1)、協力連携事業者予定調書 (様式 7) に記述すること。協力連携事業者として記載のなかった事業者の参加は原則認めない。

エ 提出書類詳細

G)機能要件・セキュリティ要件・運用保守要件確認書 (様式 5)

各要件に対して、「◎、○、△、×」を記述し、提案するシステムの対応状況を証明すること。備考欄の記入にあたっては、欄に書ききれない場合は、別紙 (A 4 サイズ任意様式) の添付でも差し支えない。

「◎」 標準機能で対応可能

「○」 代替機能又は無償カスタマイズで対応可能

「△」 有償カスタマイズ

「×」 対応不可

H) 契約実績証明書 (様式 6)

本業務に提案事業者が適していると評価できる導入実績、経歴等を記述する。

(3) 提案に係る提出書類（書類審査により選定された事業者のみ）

ア 提出期限：書類審査結果通知受理後から令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 5 時までに提出、又は郵送の場合は当日必着。

※期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けません。

※機能審査・提案審査の順番は提案書の受付の逆順とする。具体的な日時及び場所については別途通知する。

イ 提出先：「5. 提案に関する事項（2）イ」に定める提出先

ウ 提出物一覧

（ア）全ての提出書類は、正本 1 部（紙媒体）と、写しを 1 2 部、正本の PDF データ（CD-ROM 又は DVD-ROM）を提出すること。（PDF は文字検索が可能な状態で作成すること）

（イ）資料毎にインデックス等を付け、見易さに配慮すること。

	資料名	備考
A	提案提出書（様式 4）	※押印箇所には代表者印を押印すること。
B	提案書	
C	機能説明書	
D	費用見積書	

エ 提出書類詳細

B) 提案書（指定様式なし）

提案書は、仕様書に記述している要件に基づき、別紙 2 『「粗大ごみ等受付処理システム再構築事業」提案書作成要領』に従って作成すること。本業務の詳細は、仕様書を確認すること。

C) 機能説明書（指定様式なし）

機能説明書は、仕様書に記述している要件に基づき、別紙 3 「機能説明書作成要領」に従って作成すること。

D) 費用見積書（指定様式なし）

提案する本業務に必要な費用を見積、以下の内容に従って作成すること。

（構築業務）

構築費用総額を記載すること。項目ごとの詳細な金額を記載すること。

（運用・保守業務）

運用・保守費用総額、同運用保守料の月額を記載すること。項目ごとの詳細な金額を記載すること。

(4) 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、署名、押印がされた任意の書式により申し出ること

6. 評価及び選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は書類審査、機能審査、提案審査及び価格審査を実施する。その評価基準は、書類審査は「機能要件・セキュリティ要件・運用保守要件確認書」(様式5)等に、提案審査は「別紙4-1 那覇市粗大ごみ等受付処理システム再構築・運用業務評価基準(提案審査)」に、機能審査は「別紙4-2 那覇市粗大ごみ等受付処理システム再構築・運用業務評価基準(機能審査)」に沿う。

なお、組織及び構成員は次のとおり。

委員会：粗大ごみ等受付処理システム再構築事業に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱(以下「委員会設置要綱」という。)第3条に規定する組織をいう。

事務局：委員会設置要綱第5条に規定する庶務を担当するクリーン推進課をいう。

実務職員：委員会設置要綱第6条に規定する職務従事者をいう。

(2) 評価方法

各審査の評価方法は、以下の表のとおりとする。

	評価者	基礎評価者	評価方法	評価対象
書類審査	事務局	—	書類	応募書類
機能審査	委員会	実務職員	書類及びデモンストレーション	機能
提案審査	委員会	—	書類及びプレゼンテーション	提案内容
価格審査	事務局	—	費用見積書から価格点を導出する。	提案見積額

(3) 配点

審査点は330点満点とし、審査区分における配点は次のとおり。

機能審査 150点

提案審査 150点

価格審査 30点

(4) 書類審査の実施

結果通知日：令和7年7月18日(金)頃 予定

(5) 機能審査の実施

実施期日：令和7年8月7日(木)頃 予定

実施場所：那覇市クリーン推進課内会議室 予定

時間：90分以内(デモ60分以内、質疑応答30分程度) 予定

内容：機能対応証明、デモンストレーションによる機能評価

参加人数：提案者は3名以内とする。

※デモンストレーション時の資料の追加提出は認めない。

(6) 提案審査の実施

実施期日：令和7年8月8日（金）頃 予定

実施場所：那覇市役所本庁舎内会議室 予定

時 間：50 分以内（プレゼン 30 分以内、質疑応答 20 分程度）予定

内 容：プレゼンテーションによる「提案書」の内容評価

参加人数：提案者は3名以内とする。

※プレゼンテーション時の資料の追加提出は認めない。

(7) 価格審査

価格審査は、提案上限額に基づき実施する。

(8) 優先交渉権者の決定

審査の結果において、順位を第一位とした委員の数が最も多い事業者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第一位とした委員の数が次に多い事業者を次点交渉権者に選定する。ただし、優先交渉権者とする提案者は委員の持ち点の合計（機能審査＋提案審査）の6割以上を獲得していなければならない。

(9) 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

(10) 審査結果の公表

結果については、優先交渉権者の選定後、速やかに、本市ホームページにて公表するものとする。その際、公表する内容は優先交渉権者及び次点交渉権者のみとし、各審査区分の評価値及び評価値を算出するための計算式等は公開しないものとする。また、結果に対する異議、問い合わせも受け付けない。

7. 契約締結に向けての協議

(1) 企画提案の確定について

ア 優先交渉権者選定後、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定は、優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

イ 協議においては、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

(2) 協議の成立

ア 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約に向けた手続きを進めるものとする。

イ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と順次、協議を開始する。

ウ 優先交渉権者として協議が成立したものを、以下「受託候補者」という。

(3) 見積書の徴取について

ア 受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。

イ 見積金額は、原則として企画提案時に提出した提案額を超えないこととする。

ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約締結にあたっての主な留意事項

ア 本事業の受託経費の使途については、その根拠となる証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

イ 本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

8. 契約に関する基本事項

契約保証金は那覇市契約規則第30条第9号の規定により免除する。

9. スケジュール

内 容	日 程	備 考
公募開始	6月26日（木）	要領等と合わせて、市公式HPにて掲載
質問受付期間	7月8日（木）午後5時まで	電子メールにて
質問に対する回答	7月9日（水）予定	市公式HPにて公開
参加表明書の提出	7月15日（火）午後5時まで	持参又は郵送（当日必着）
第一次審査（書類審査）結果通知	7月18日（金）予定	参加希望者宛て電子メール
提案書等書類提出受付期間	書類審査結果通知受理後から 7月25日（金）午後5時まで	持参又は郵送（当日必着）
第二次審査 機能評価	8月7日（木）予定	クリーン推進課課内会議室
第二次審査 提案評価	8月8日（金）予定	那覇市役所本庁内会議室
選定結果の公表	8月8日（金）予定	市公式HPにて公表
優先交渉権者と契約に向けた協議	8月12日（火）以降に本市と調整する。	—
業務委託契約	8月中旬頃予定	—

10. その他注意事項

- (1) 提案者は1つの提案のみ行うこと（複数製品の提案は不可）
- (2) 提案書類等の書類作成、提出にかかる一切の費用は提案者の負担とする
- (3) ご提供いただいた提案書類一式は返却致しません。なお、提出書類等については、本市組織内でコピー・配布することはありませんが、提案者に断りなく他公共団体や他社への配布は致しません。
- (4) ご提供いただいた提案内容に関して、後日質問を行う場合があります。

11. 問い合わせ先

那覇市 環境部 クリーン推進課

粗大ごみ等受付処理システム再構築事業 担当

所在地：〒901-1105

沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地 管理棟 2 階

電 話：098-889-3567

F A X：098-888-1274

E-Mail：K-KIREI001(at)city.naha.lg.jp

※(at)の前の「001」は数字、また(at)は@に置き換えてください。